

教員免許更新制を「発展的解消」

「発展的解消」で教員はさらに多忙に？

香川教育

発行所
高松市田村町1033-3
TEL (087) 867-4797
FAX (087) 867-6446
kakyoso@kakyoso.com
香川県教職員組合
定価 1部50円 1月100円
組合員の読説料は組合に含む

香教組ホームページ

<http://kakyoso.com/>

審議まとめ(案)の概要

1.
はじめに

- ## II. 教員免許更新制の概要

1. 教員免許更新制の目的

2. 教員免許更新制に関する制

- ### 3. これまでの教員免許更新制に關する見直し等の内容

- ## *免許更新講習の必修領域の

- 精選と選択必修領域の導入
講習と現職研修との相互認定のとりくみ、講習を修了していない者に対する臨時免許状の授与など

- ### III. 教員免許更新制導入後の社会的変化

- I. 社会的变化の速度向上と非連續化を受けた学びの在り方の変化

- *「知識伝達型」に留まらない
地域や学校現場の課題の解決を通じた学び、
協議・演習形式の学び、
求めめて深めていくことが必

- * 新たな領域の専門性を身に付けるなど強みを伸ばすことが必要である。教師一人の個別最適な学びが求められる

2. 教師の研修環境の変化 (研修の体系的・計画的実施の

*具体的な目標の達成に向
た体系的・計画的な実施
*適切な目標設定（「将来の
姿」と現状（現状の姿）

*学びの成果が組織において積極的に活用されている

*期待する水準の研修を受けているとは到底認められない場合は、服務監督者又は学校管理職等の職務命令に基づき研修を受講させることが必要となることもあり

2学期を前に、「免許更新制廃止」のニュースが現場に届き、喜びの声が上がりました▼ところが、詳細をみると日常的な研修の報告が義務付けられ、従わなければ懲戒処分もありうるとされています。IDで管理され、情報が一元化されます。研修の構築や管理は「教職員支援機構」が担います▼「教職員支援機構」はおそらく外郭団体としてその体をなすと予想されます▼香川県の教職員は、60年近くの間、「香小中研」という任意団体の研修を官制研修として受け止め、多くの時間を費やしてきました。(香川県の教育の底上げ的な役割を担つてきしたことまでは否定しませんが)今、働き方改革として、その在り方が見直されようとしています▼一方「教員免許更新制の発展的取消」では、教職員の研修の在り方が細かく規定されています。現場の教職員が必要な研修は、「目前の課題を解決するためのリアルなもの」そして、「教科によって変わり、一元化できるものではありません▼任命権者が研修履歴を記録管理し、期待する水準の研修を受けている」と認められない場合は、「上」の意に沿わない教職員は強制的に研修を受講させ、「指導上の措置」も講じるとしています▼これは、不適格教員を排除しないようとするものではないかと危惧されます▼現場の教職員に様々なかゆとりを保障し、子どもたちと向き合う時間を大切にしようと思えば、教職員は、「子どもたちのために」豊かに見識を広げていくと思うのですが。

小黑板

2学期を前に、

* 万が一職務命令に従わないような事例が生じた場合は、地公法第25条第1項第2号に規定する懲戒処分の要件に当たり得ることから、事案に応じて、適切な人事上又は指導上の措置を講じる」とが考えられる。

△ の導入により、教師が受講の都度タイムリーに入力できるようになることが可能になる。（新しい姿の高度化をめざす）
 ① 到達目標に照らして、学習コンテンツの質の保証を行う
 ② 学習コンテンツ全体を見渡し、ワンストップ的に情報を集約し、整理・提供する
 ③ プラットフォームのような仕組み（「教科指導」「生徒指導」「学級経営」など）のテーマに従って分類し、「入門」「基礎」「応用」「発展」などのレベルを付与する
 ④ 個別のテーマを体系的に学んだことを、全国的な観点から質が保証されたものとして証明する仕組み（「証明書」の発行という形態だけでなく、証明のデジタル化も視野に入れていく）
 ⑤ 現職研修のさらなる充実に向けた国による指針の改正
 ⑥ 大きな社会変容を考慮した上で教師の資質向上を図る学習コンテンツの開発
 ⑦ 大きな社会変容を考慮した上で教師の資質向上を図るために踏まえるべき基本指針の改正を行う必要がある

△ 3つの仕組みの一括的運用体制
 * 研修履歴管理システムは、制度的に責任を負うことになる任命権者が共同で構築し、管理責任を負う。システムの構築や運用に教職員支援機構が参画する
 * 3つの仕組みの構築や運用は、任命権者が人材面での協力やリソースの提供を行ことを前提に、教職員支援機構が担う
 * 教員免許更新制を発展的に解消し、「新たな教師の学びの姿」を実現することにより、教師の専門職性の高度化が進んでいくことが期待される

△ 大学に対する期待
 * 大学等が有償で提供する多様な質の高い学習コンテンツは、「新たな教師の学びの姿」の中であっても、中核的な役割を占めることが期待される
 * 「おわりに」
 右記の内容は、その後の審議でおおむね了承されました。さらに左記のような意見が出され、次回期待される

△ 先生方に工夫を
 「先生方に工夫を」
 「新制の廃止と新たな研修制度か？」
 する」との方針を表明しました。来年の通常国会で廃止に必要な法改正を行い、2023年度から新たな研修制度を開始する計画であると考えられます。
 その間に免許状の更新期限を迎える場合にかかる、8月24日、文科省は、全教はじめ教育関係諸団体に対し、次のように連絡していました。

△ 昨日、中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担当する教師の在り方特別部会「教員免許更新制小委員会（第5回）」が行われ、審議まとめ（案）が示されました。
 なお、法改正が行われるまでの現行制度の存続について、小委員会終了後に行われた記者会見にて、萩生田大臣が下記のように発言いたしましたので、お知らせいたします。
 【大臣発言】
 中央教育審議会が最終的な結論を得た上で、関連する法改正が行われるまでは、現行の教員免許更新制は存続することになります。このため、免許状的有效期間が到来する先生が、更新講習を修了し、更新手続を行わない場合は、免許状が失効することになります。審議まとめの案では、免許状更新講習の受講も研修履歴の記録及び管理制度の範囲に含め、人事配置や校務分掌の決定などに積極的に活用していくことも考慮されるとされています。生においては、必要な講習・手続に遺漏なきよう対応していただくようお願いいたします。
 これに対し、香教組の上部組織である全教は、8月23日教員免許更新制廃止を求める「ひとこと署名」総計37387筆とともに、「きつぱり廃止」と決定までの間に全教はじめ教職員組合などと意見聴取の機会をもつよう、強く要求しました。

△ 研修受講履歴を記録管理するための情報管理システム（研修受講履歴管理システム）
 * 今後、マイナンバーをはじめる
 * 「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて、教員免許

△ め、様々な政策分野のデータベースとの連携など、IDの在り方に関する政府全体の検討を見据えつつ、検討を進めていく。
 ① 研修受講履歴管理システムと3つの仕組みの連携
 ② 到達目標に照らして、学習コンテンツの質の保証を行う
 ③ プラットフォームのようないくつかの仕組み（「教科指導」「生徒指導」「学級経営」など）のテーマに従って分類し、「入門」「基礎」「応用」「発展」などのレベルを付与する
 ④ 個別のテーマを体系的に学んだことを、全国的な観点から質が保証されたものとして証明する仕組み（「証明書」の発行という形態だけでなく、証明のデジタル化も視野に入れていく）
 ⑤ 現職研修のさらなる充実に向けた国による指針の改正
 ⑥ 大きな社会変容を考慮した上で教師の資質向上を図る学習コンテンツの開発
 ⑦ 大きな社会変容を考慮した上で教師の資質向上を図るために踏まえるべき基本指針の改正を行う必要がある

△ あることが適当である。
 * その際、既に授与された教員免許の有効期間の在り方等については、文科省において法制的な観点から検討を深めていく必要がある。
 * 教員免許更新制を発展的に解消し、「新たな教師の学びの姿」を実現するための当面の方策の実施と同時に、あることが適当である。
 * その際、既に授与された教員免許の有効期間の在り方等については、文科省において法制的な観点から検討を深めていく必要がある。
 * その際、既に授与された教員免許の有効期間の在り方等については、文科省において法制的な観点から検討を深めていく必要がある。
 * 最後のところに、先生に対する応援のメッセージを入れてほしい。これは研修でがんじがらめになるということではない、誇り高く安心して学んで楽しい仕事ができる、というメッセージを入れてほしい。
 * 現場の先生たちは授業や学活を他の先生にお願いして、後ろめたさを持ちながら研修に出掛けている。安心して学びに打ち込める環境整備をお願いしたい。
 * カリキュラム・オーバーロード（負担過重）に手をつけていかないと、新しい学びは実現できない。「おわりに」のところに、資源の確保に手をつけるべきだと、そのことを中教審・部会の中でしっかりと先生方へのエールを両立させる書き方にしてもらえないか。
 * 小委員会後の記者会見で、萩生田文科大臣は、教員免許更新制を「早ければ2023年度から廃止

△ おわりに
 右記の内容は、その後の審議でおおむね了承されました。さらに左記のような意見が出され、次回期待される

△ 「おわりに」
 右記の内容は、その後の審議でおおむね了承されました。さらに左記のような意見が出され、次回期待される

△ 昨日、中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担当する教師の在り方特別部会「教員免許更新制小委員会（第5回）」が行われ、審議まとめ（案）が示されました。
 なお、法改正が行われるまでの現行制度の存続について、小委員会終了後に行われた記者会見にて、萩生田大臣が下記のように発言いたしましたので、お知らせいたします。
 【大臣発言】
 中央教育審議会が最終的な結論を得た上で、関連する法改正が行われるまでは、現行の教員免許更新制は存続することになります。このため、免許状的有效期間が到来する先生が、更新講習を修了し、更新手続を行わない場合は、免許状が失効することになります。審議まとめの案では、免許状更新講習の受講も研修履歴の記録及び管理制度の範囲に含め、人事配置や校務分掌の決定などに積極的に活用していくことも考慮されるとされています。生においては、必要な講習・手続に遺漏なきよう対応していただくようお願いいたします。
 これに対し、香教組の上部組織である全教は、8月23日教員免許更新制廃止を求める「ひとこと署名」総計37387筆とともに、「きつぱり廃止」と決定までの間に全教はじめ教職員組合などと意見聴取の機会をもつよう、強く要求しました。

